



発行 新潟県

第 78 号

令和7年10月3日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 907 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 908 土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）
- 909 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 910 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 911 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 912 地籍調査事業計画の変更（農村環境課）

監査委員公表

包括外部監査結果に基づく措置状況の公表（監査委員事務局）

教育委員会規則

- 6 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則（義務教育課）
- 7 新潟県教育職員免許状再授与審査会規則（義務教育課）

雑 報

公立大学法人新潟県立大学の令和6年度財務諸表（大学・私学振興課）

告 示

◎新潟県告示第907号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、燕市の熊森土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和7年10月3日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

理事	燕市横田6136番地	山崎 晴夫 (理事長)
〃	長岡市中条新田丁797番地 1	吉田 義美
〃	燕市熊森261番地	下村 良栄
〃	〃 〃 45番地	皆川 健一
〃	〃 笈ヶ島2371番地	平原 要
〃	〃 横田12778番地	若林 則夫
〃	〃 〃 12716番地	吉見 武
〃	〃 〃 10069番地	早川 良広
〃	新潟市秋葉区古田 3 丁目 7 番24号	清水 茂
〃	燕市道金2402番地	古川 武弘
監事	〃 笈ヶ島2008番地	相田 稔
〃	〃 熊森7092番地	原 彰
〃	〃 横田2480番地	関崎 光明
〃	〃 道金526番地 1	小林 正

就任年月日 令和7年9月1日

2 退任

理事	燕市横田6136番地	山崎 晴夫 (理事長)
〃	長岡市中条新田丁797番地 1	吉田 義美
〃	燕市熊森261番地	下村 良栄
〃	〃 〃 312番地	高橋 利郎
〃	〃 〃 214番地	高山 正則
〃	〃 横田5967番地	鴨井 豊
〃	〃 〃 12778番地	若林 則夫
〃	〃 〃 6022番地	若林 祐樹
〃	新潟市秋葉区古田 3 丁目 7 番24号	清水 茂
〃	燕市道金2402番地	古川 武弘
監事	〃 笈ヶ島2008番地	相田 稔
〃	〃 熊森7092番地	原 彰
〃	〃 横田2480番地	関崎 光明
〃	〃 〃 6128番地	大久保 幸夫
退任年月日 令和 7 年 8 月31日		

◎新潟県告示第908号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、令和7年10月6日から令和7年11月4日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年10月3日

新潟県上越地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
上越市 関川水系土地改良区	関川水系	維持管理事業	変更	土地改良事業変更計画書の写し 定款の写し	上越地域振興局 農林振興部ウェブサイト	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第909号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営清里第3地区区画整理(経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年10月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良性事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和7年10月6日から令和7年11月4日まで
- 3 縦覧に供する場所
新潟県農地部農地計画課ウェブサイト
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良性事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良性事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良性事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良性事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良性事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良性事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良性事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良性事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第910号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、上越市の谷浜土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和7年10月3日

新潟県上越地域振興局長

1 就任

理事	上越市大字東吉尾135番地	齊藤 豊
		(理事長)
〃	〃 大字高住826番地	太田 保
〃	〃 大字西戸野516番地	本間 武
〃	〃 大字西横山182番地	岩片 輝善
〃	〃 大字大淵1092番地甲	大原 正雄
監事	〃 大字吉浦63番地	斉藤 喜作
〃	〃 〃 570番地	岡田 弘子

就任年月日 令和7年9月15日

2 退任

理事	上越市大字東吉尾135番地	齊藤 豊
		(理事長)
〃	〃 大字高住826番地	太田 保
〃	〃 大字西戸野516番地	本間 武
〃	〃 大字西横山182番地	岩片 輝善
〃	〃 大字大淵1092番地甲	大原 正雄
監事	〃 大字吉浦63番地	斉藤 喜作
〃	〃 〃 570番地	岡田 弘子

退任年月日 令和7年9月14日

◎新潟県告示第911号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第16項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営新穂北方地区区画整理(経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年10月 3 日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和 7 年10月 6 日から令和 7 年11月 4 日まで
- 3 縦覧に供する場所
新潟県農地部農地計画課ウェブサイト
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第912号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により定めた令和7年度地籍調査事業計画(令和7年5月23日新潟県告示第592号)を次のとおり変更する。

令和 7 年10月 3 日

新潟県知事 花 角 英 世

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
柏崎市	柏崎市の第2-2計画区	令和8年3月31日まで
新発田市	新発田市の第7-2計画区	〃
小千谷市	小千谷市の第34計画区・第35計画区及び第36計画区	〃
十日町市	十日町市の八箇第4計画区	〃
村上市	村上市の神林第35計画区及び朝日第37計画区	〃

燕市	燕市の第45計画区及び第46計画区	〃
糸魚川市	糸魚川市の第28－1計画区・第28－2計画区・第31－1計画区及び第31－2計画区	〃
妙高市	妙高市の第1－2計画区及び第1－3－2計画区	〃
阿賀野市	阿賀野市の第43計画区・第44－1計画区・44－2計画区及び第45計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第17－1計画区・第17－3計画区・第23計画区・第58－2－1計画区・第55－1計画区・第79－2－2計画区・第61計画区及び第55－2計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第13計画区・第14計画区及び第15計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第45計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第13－1計画区及び第13－2計画区	〃
出雲崎町	出雲崎町の第11計画区	〃
湯沢町	湯沢町の第2020－4計画区及び2024－2計画区	〃
刈羽村	刈羽村の第16－2計画区・第16－3計画区・第16－4計画区・第17－3計画区・第18－1計画区・第18－2計画区・第19－1計画区・第19－2計画区及び第19－3計画区	〃

監査委員公表

包括外部監査結果に基づく措置状況の公表

令和6年度包括外部監査結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、その内容を公表する。

令和7年10月3日

新潟県監査委員 井上智美

新潟県監査委員	斎	京	四	郎
新潟県監査委員	樋	口	秀	敏
新潟県監査委員	樺	澤		尚

令和6年度 包括外部監査結果に基づく措置内容

テーマ「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」

報告書 該当頁	区分	試験研究 機関名	項目	指摘・意見の内容	措置内容
59	意見1	醸造試験場	職員体制、業務の省力化・効率化への対応について	研究員1人あたりの担当件数がかかなり多く、それにより試験研究にかかる時間が少なくなるといえること、また、研究員の高齢化が進んでおり、技術を伝承していく職員が少ないとのことであった。 以上のことから、同試験場の職員数を計画的に増やしていく、もしくは業務の効率化や省力化をしていくとともに、業務削減など、同試験場の実情に応じた対策を検討していくべきである。	定期的なミーティングの実施により研究計画や業務進捗状況を共有し、業務の効率化や平準化を図った。
63	意見2	醸造試験場	毒劇物の管理に関する要領等の策定について	醸造試験場では取扱要領やガイドラインはないとのことであるが、毒劇物については、急性毒性による健康被害が発生するおそれが高いため、保健衛生上の見地から毒物及び劇物取締法で規制されている。毒劇物の適切な取扱いを徹底させるために毒物劇物等危害防止規程の作成をすべきである。	令和7年4月1日付けで「新潟県醸造試験場における化学薬品管理ガイドライン」を定めた。
63	指摘1	醸造試験場	毒劇物の管理状況の改善について	醸造試験場では、毒劇物の保管されている棚のある部屋は施錠されておらず、棚の鍵は研究室で保管されているとのことであった。研究室に出入りできる者であれば毒劇物が保管されている棚の鍵を持ち出すことができることから、他の者からの監視・確認を受けることなく、毒劇物に容易に接触できる状況にある。なお、監査実施時には試薬棚の鍵を保管している戸棚の施錠はされていなかった。 人体に影響を及ぼすような毒劇物については、より厳格で安全な取扱手続きを求めることが必要と考える。	「新潟県醸造試験場における化学薬品管理ガイドライン」において、毒劇物の保管されている棚の鍵を管理する責任者を定めた。 また、棚の鍵の使用記録簿を作成するとともに、鍵は金庫内に保管することとした。
64	意見3	醸造試験場	不用物品の処分について	醸造試験場の監査実施時に、不用になった機器等がそのまま置かれている状況が散見されたが、処分ができない理由として、処分を行う事務職員の不足や、処分費（予算）の不足によるとの説明があった。そのため、県に対しては、これら不用物品の処分のための予算措置を講じ、計画的に処分がなされるよう求める。	不用となった物品の処分計画を作成し、処分を実施した。 引き続き、計画的な不用物品の処分に努める。

65	意見4	醸造試験場	成果目標の設定について	醸造試験場では「開発した酵母や原料米の普及率の数値目標を設定したり、普及率実績を翌期以降の研究テーマ選定に反映することはしていない」とのことであったが、地域産業への貢献を検証するためには、その試験研究の結果によりどのような効果を期待するのかの具体的な数値目標を設定し、実際にどのように普及したのかの調査が必要であると考え。	新たに業務計画書様式を作成し、各事業目標について目標到達点の記入欄を設け、具体的な数値目標を設定することとした。
65	意見5	醸造試験場	事業の期間の長期化について	醸造試験場における試験研究では、外部資金による研究以外は、試験研究期間の終期が定められておらず、また、ほとんどの試験研究が、開始から監査時まで13～19年間継続されている状況にある。試験研究の成果を検証するためには、研究目標を個別具体的に設定するとともに、その試験研究期間の始期と終期を具体的に設定することで、当該期間内に研究目標である結果が得られたかやその効果を検証できるものと考え。	新たに業務計画書様式を作成し、年度毎の研究テーマ及び年度末時点の数値目標を設定することとした。
67	意見6	醸造試験場	研究テーマ選定について	「にいがた産業ビジョン」において、「新潟清酒の振興・新たな酒文化の創造」を掲げていることから、研究テーマの選定にはこの観点も考慮すべきである。また、そのため、醸造試験場運営協議会とは別に、同試験場の研究テーマ選定に関してさらに多様な意見を取り入れるための場を設けるべきと考える。酒そのものだけでなく食事やさらに観光といった分野・業界関係者からの意見聴取も検討されるべきである。	講演会やセミナー等、酒造業界以外の関係者も参集する場を活用し、醸造試験場の業務について説明を行った上で、研究テーマ選定に係る意見聴取を行うこととする。
68	意見7	工業技術総合研究所	毒劇物の管理規程について	工業技術総合研究所としての毒劇物の管理規程は無く、「下越技術支援センター業務の手引き」の薬品管理および管理事項の規程に従って実施しているとのことであった。しかし両者は別組織であり、工業技術総合研究所独自に毒劇物を管理しているのであれば、同研究所独自の管理規程を作成するべきである。また、上位機関といえる工業技術総合研究所が、下位機関の規程に規律されるということも相当といえない。	工業技術総合研究所における毒劇物を含む薬品管理に関する規程を整備した。

68	指摘2	工業技術 総合研究 所	毒 劇 物 の 管理につ いて	工業技術総合研究所は、毒物の管理簿の記載によって日常的な在庫数(理論在庫数)を把握できているものの、棚卸を行った際の実際在庫数(棚卸在庫数)と理論在庫数との整合性確認が行われていないとのことであった。 棚卸を実施した際は棚卸在庫数と理論在庫数との整合性確認は必須であり、それを行わなければ棚卸を行う意味が大きく減少してしまうため、棚卸の都度、棚卸在庫数と理論在庫数との整合性確認を行うべきである。	毒劇物の使用の都度記録する管理簿上の理論在庫数と、棚卸を行った際の実際在庫数の整合性を確認する旨を管理規程に明記し、運用の見直しを行った。
69	意見8	工業技術 総合研究 所	不 用 な 毒 劇 物 の 処 分について	使用期限が切れているが長期間処分されていない毒劇物が多数見受けられた。毒劇物は危険性の高いものであるため、使用期限が切れ今後の使用見込みがないのであれば速やかに処分を進めることが望ましい。処分に関する管理規程を定める等して、計画的に処分が行われるような仕組みを作るべきである。また、処分費用の効率化のため、他の試験研究機関で不用となった薬品について、県がとりまとめるなどして一括して処分をするなども検討すべきである。	工業技術総合研究所における毒劇物を含む薬品管理に関する規程を整備するとともに、不用となった薬品のリストを作成し、処分を実施することとした。 また、他の試験研究機関との共同処分については、見積書を取得し検討した結果、効果が限定的なため行わないこととした。
69	意見9	工業技術 総合研究 所	産 学 官 共 創ものづく り 推 進 事 業 の 予 算 配 分 の 変 更について	募集案内には予算配分の変更については明示されておらず、どのような基準で変更がなされるのか基準が明確ではない。また、テーマごとの合計点数の順位と、予算の変更幅とが整合しておらず、客観的な基準での予算変更がなされていないように見える。この点から、予算の変更手続について不透明であるといえる。募集案内や実施要項に予算配分の変更があり得ることを明示するとともに、予算配分を変更する場合の基準や、変更時の金額の基準等を定めておくべきである。	当該事業は令和6年度で終了したが、今後、類似事業を実施する際は、実施要領等において、予算配分等に関する取扱いを定め、透明性の確保に努めることとした。
70	意見10	工業技術 総合研究 所	共 同 研 究 事業におけ る 対 象 事 業費につ いて	共同研究事業において、当初事業費に含まれていた量産用の金型製作費用が、その後に対象外とされ事業費から除かれていた。それが対象外となる旨の記載がある資料はなく、慣例的に対象外とされているとのことであった。慣例により対応すべきではなく、誰が見ても正確に判断できるよう予測可能性の観点から、対外的な資料に明確に記載しておくべきである。	当該事業の募集案内等に、対象外経費を明記することとした。

71	意見11	工業技術 総合研究 所	職員体制、 業 務 の 省 力化・効率 化について	職員数は年々減少傾向であるのに対し、技術相談のうち、特に企業訪問件数は令和3年度から令和5年度にかけて年々大きく増加している。研究開発事業も多数あり、それぞれに時間と人手がかかるものである。また、基本的に企業からの協力依頼や相談等があった場合には必ず何らかの形で対応する方針をとっているとのことである。今後もこの傾向が続くと、職員一人あたりの業務負担は増すばかりであり、将来的には業務過多への対応を迫られる可能性が高い。 以上のことから、今後の状況に応じ、職員体制の見直し、もしくは業務の効率化や省力化をしていくとともに、業務削減（本当に全ての協力依頼や相談等に対応する必要があるのか、工業技術総合研究所として特に注力すべき業務は何なのか）を検討していくべきである。	スケジューリング ソフトの活用や定期的な業務報告により、研究開発事業や技術相談の進捗状況を共有し、業務の効率化や平準化を図った。
74	意見12	工業技術 総合研究 所	工 業 技 術 年 報 の 研 究テーマの 記載につい て	研究所では「難削材加工技術の開発」を中長期的に取り組む主要テーマに設定しており、毎年度発行している工業技術年報においては、主要テーマのみが記載されているとのことである。現状の工業技術年報の記載では、同一テーマを長期間、継続していると誤認されるおそれがあるため、毎年度、個別テーマを変更・更新し、管理していることが明確に伝わるよう、個別テーマを記載すべきと考える。	工業技術年報に、 主要テーマに加えて 個別テーマを記載す ることとした。
75	指摘3	工業技術 総合研究 所中越技術 支援セ ンター	毒 劇 物 の 管理につい て	毒劇物の棚には鍵がかかっていたものの、その鍵自体が棚の横のドア部に掛けてあり、自由に毒劇物の棚の鍵に接触できる状態にあった。また、職員在室時以外は毒劇物の棚のある部屋自体を施錠することとされていたが、その部屋の鍵は鍵ボックスで管理されており、その鍵ボックス自体が施錠されておらず、職員であれば誰でも容易に鍵を使用できる状態である。 担当職員等も含めた関係者であっても一人で自由に持ち出せることのないように管理しておくべきものであり、少なくとも毒劇物の棚の鍵は一人で自由に持ち出せることのないように、鍵を使用する際に確認を行う管理者を定める、誰がいつ鍵を使用したのか、遡って確認できるような鍵の使用簿を作成する等の対応で鍵の管理方法を改善する必要がある。	令和7年4月1日 付けで薬品管理要領 を改正し、鍵の管理 者や使用簿について 定めたほか、新たに 暗証番号付きの鍵の 保管庫を導入し、管 理体制を厳格化した。

75	指摘4	工業技術総合研究所中越技術支援センター	硝酸ウラニルの管理について	工業技術総合研究所中越技術支援センターでは、使用見込みのない硝酸ウラニルが保管してあるが、同薬物については、廃棄業者がいらないため、廃棄できずに長期間保管されたままの状態が続いている。硝酸ウラニルの保管については棚に鍵がかかっているものの、その鍵自体が横のドア部に掛けてあり、自由に棚の鍵を開けられる状態である。硝酸ウラニルは核兵器の原料となる可能性がある化合物であるため、国際規制物資となっており、その管理には非常に強い注意が必要であるにも関わらず、現状においては職員であれば実質誰でも自由に持ち出せる状況にあり、管理体制としては不十分である。 これについては、例えば必ず複数人の承認を受けた上でないと鍵が開けられないような体制を構築する、基本的に職員はその鍵を開けられないような管理方法とする等の体制の構築が急務である。	令和7年4月1日付けで薬品管理要領を改正し、鍵の管理者や使用簿について定めたほか、新たに暗証番号付きの鍵の保管庫を導入し、管理体制を厳格化した。
77	指摘5	農業総合研究所	研究の実施体制について	研究テーマ「有機栽培の拡大に向けた販売戦略・営農条件の解明」については、担当者の体調不良（休職）により、研究が中止されており、研究成果が獲得できていない。この点について、農業総合研究所の説明によれば、一部の小規模試験については、他の試験研究と異なり主任・副主任の複数体制を取らず、研究員1名での試験研究を実施しているとのことであった。小規模試験であっても、研究テーマとして選定され、当該事業に対して予算を付与した上で業務として行う以上は、担当者が1名欠けたことによって研究自体が中止になってしまうという事態は避ける必要があることから、規模の大小に関わらず、複数体制で行うか、あるいは、引継体制を整備するなど、不測の事態に対応できるようにした上で、実施すべきである。	すべての研究課題について主任と副主任を配置し、複数体制を確保した。
77	意見13	農業総合研究所	研究所の研究の充実に向けた体制整備について	顕著な人員不足とまでは言えないものの、すべての課題に複数体制を確保はできていないものと思料され、ヒアリング調査でも、人員が増えればより充実した研究が実施できる旨の回答がなされている。特に、研究所の中核をなすべき30～40代の職員が少ないことは、研究技術の継承を図る上でも課題であり、年代のバランスを含めて、研究所としての機能・役割を果たすためにも、業務の省力化・効率化を含め適切な業務執行体制を検討すべきと考える。	すべての研究課題に複数体制を確保するとともに、小課題の統合や試験内容の見直しを行った。 また、研修を通じて職員のスキルアップを図るとともに、技術マニュアルや手順書の整備により研究組織として技術の維持に努める。

78	意見14	農業総合研究所	受託研究申込書の修正について	申込者が県外農業者・県外企業者である場合には、要件が加重されることになるが、左記申込書においては、当該研究が県内の農業及び食品産業の振興に「特に有益な」研究課題であることと、県内の農業及び食品産業において利用可能であることの「保証」を記入する項目はない。申込書の記載項目は、要綱で規定された委託者の要件と適ささせて、申込者に記入してもらうのが望ましい。具体的には、申込者が県外農業者・県外企業者の場合には、予定している研究が①県内の農業及び食品産業の振興に「特に有益な」研究課題であること、②県内の農業及び食品産業において利用可能であることが「保証」できることを記載する欄を申込書に設けるべきと考える。	「受託研究申込書」に、県外農業者・県外企業者から申し込まれた受託研究が、県内の農業及び食品産業の振興に有益な研究課題であること、県内の農業及び食品産業において利用可能であることを確認する項目を追加した。
79	意見15	農業総合研究所	民間受託研究の審査方法について	本来は例外的であるはずの県外農業者・県外企業者が委託者であるケースが過半数を超えている状況からしても、民間受託研究の採否に当たっては、委託者が県内農業者・県内企業者である場合とそうでない場合との要件の差異を考慮し、大まかであっても、具体的な審査項目を設け、審査評点を付すことによって決定する方式が望ましい。	「受託研究申込書」に研究成果の公開可否及び利用法に関する記載欄を追加したほか、「受託研究調書」に県内の農業及び食品産業に及ぼす影響や効果について具体的に記入する欄を追加し、委託者が県内農業者・県内企業者である場合とそうでない場合との要件の差異を明確化するように運用を見直した。
81	意見16	農業総合研究所	民間受託研究における追跡調査の実施について	研究成果が県内の農業や食品産業において利用可能であることを「保証」できることが要件とされている以上、実際に、県内の農業や食品産業において利用可能な状況になっているかどうかの検証は重要である。上記のとおり、県外農業者・県外企業者が委託者であるケースが過半数を超えている状況も考慮し、事後のアンケート調査等の方法によって追跡調査を行い、「保証」が履行されていることを検証するべきと考える。	委託者が県外農業者・県外企業者である場合には、受託研究が終了し一定期間が経過した後、委託者に対し商品化の動き等の研究結果の利用状況についてアンケート等による追跡調査を行うこととした。

82	意見17	農業総合研究所	カーボンゼロ実現に向けた農業技術開発事業について	当該研究においては、数値としての成果目標が設定されておらず、研究成果の普及に向けた取組・展開についても、「新潟県地中熱利用研究会と連携し、地中熱ヒートポンプの有効活用を検討中」とされている。にいがたAFFリーディングプラン」で掲げられた温室効果ガス削減生産方式取組面積の15%増加という目標に対して、当該研究の成果がどの程度貢献するものであるかの検証が困難と考えられることから、数値化された成果目標（例えば、CO ₂ 排出量の削減率の目標や研究成果の普及率の目標）を設定することが望ましいと考える。	当該研究について、数値化された成果目標の設定を行った。
83	意見18	農業総合研究所	競争的研究費の光熱水費への充当について	農業総合研究所によれば、施設の維持管理費（光熱水費）の不足分について、競争的研究費の一部を間接経費として補填したとのことであった。また、補填した光熱水費について、当該競争的研究費の対象となる研究実施のための光熱水費との関連付け・紐付けは行っていないとのことであった。 この点、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」からすれば、競争的研究費の一部を間接経費として施設の維持管理費（光熱水費）に充てること自体は、許容されると解されるも、上記共通指針によれば、「間接経費」は、「競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費」と定義され、その用途については、「競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する」とされている。また、間接経費は、被配分機関において作成が求められる間接経費の使用に関する方針等に則り、「計画的かつ適正に執行するとともに、用途の透明性を確保すること」が求められている。これらからすれば、競争的研究費の一部を光熱水費に充当することが許容されるとしても、本来は、助成対象となる研究のために使用した光熱水費に充当することが望ましく、間接経費として支出した光熱水費と助成対象となる研究との間の関連付け・紐付け（算出根拠）をすることが望ましい。	間接経費の対象となる研究課題の採択後、速やかに研究員の研究課題毎の負担割合に基づき当該年度に想定される維持管理費（光熱水費）を算出するよう運用を見直した。

84	意見19	農業総合研究所	不 用 薬 品 の 処 分 に つ いて	農薬の保管庫に使用期限切れの不用品が相当数残置されている状況が見受けられた。この点、「新潟県農業総合研究所農薬・試薬等の取扱要領」においては、「不用品・試薬等は、使用する農薬・試薬等と区分して保管し、できる限り速やかに処分するものとする」と規定されている（新潟県農業総合研究所農薬・試薬等の取扱要領12条2項）。不用品を長期間放置しておくことにより、必然的に盗難や誤使用等のリスクも増加することになるから、不用品となった時点でできる限り個別に速やかに処分すべきである。また、処分費用の効率化のため、他の試験研究機関で不用品となった薬品について、県がとりまとめるなどして一括して処分をするなども検討すべきである。	不用品となった薬品のリストを作成し、処分を実施した。 また、他の試験研究機関との共同処分については、見積書を取得し検討した結果、効果が限定的なため行わないこととした。
84	意見20	農業総合研究所	駐 車 場 の 整 備 に つ いて	農業総合研究所の敷地内の通路上に車両が所狭しと駐車されており、研究所の入口付近など、本来駐車が予定されていないと思われるスペースにも車両が駐車されており、施設内事故の発生や、災害時の車両の往来の点などの防災上の問題が懸念される。また、公的研究機関として相応しい外観・体裁を保つことも相当と考える。駐車区画をきちんと整備した上で、整然と車両を駐車させるべきである。	駐車区画の整備を検討するなど、適切な保安管理に努める。
85	意見21	農業総合研究所	防 犯 カ メ ラ の 設 置 に つ いて	農業総合研究所については、機械警備（セコム）は設置されているが、防犯カメラは設置されていない。同研究所の敷地内には、日中であっても部外者が容易に出入りできる常況であり、農機具や農業機械等の高額な物品が置かれている倉庫内にも侵入が可能であるから、防犯カメラの設置を検討すべきと考える。	防犯カメラの設置を検討するなど、適切な防犯に努める。
86	意見22	農業総合研究所作物研究センター	不 用 物 品 の 処 分 に つ いて	故障を理由として使用が予定されていない物品が存在しているが、使用予定がないのであれば、長期に亘り保管を継続するのではなく、新潟県物品会計規則の規定に従い、計画的に処分を進めるべきである。	不用品となった物品のリストを作成し、処分を実施した。 引き続き、計画的な不用品の処分に努める。
87	意見23	農業総合研究所高冷地農業技術センター	不 用 物 品 の 処 分 に つ いて	故障を理由として使用が予定されていない物品が存在しているが、使用予定がないのであれば、長期に亘り保管を継続するのではなく、新潟県物品会計規則の規定に従い、計画的に処分を進めるべきである。	不用品となった物品のリストを作成し、処分を実施した。 引き続き、計画的な不用品の処分に努める。

88	意見24	農業総合研究所中山間地農業技術センター	不 用 物 品 の 処 分 に つ いて	使用が予定されていない物品が存在しているが、使用予定がないのであれば、長期に亘り保管を継続するのではなく、新潟県物品会計規則の規定に従い、計画的に処分を進めるべきである。	不 用 と な っ た 物 品 の リ ス ト を 作 成 し、 処 分 を 実 施 し た。 引 き 続 き、計 画 的 な 不 用 物 品 の 処 分 に 努 め る。
89	意見25	農業総合研究所佐渡農業技術センター	生 産 物 の 売 払 い に つ いて	農業総合研究所佐渡農業技術センターからのヒアリング調査によれば、同センターの研究により生じた農産物を売り払う場合、購入者から現金で回収する、また、販売は一人で行うことも多いとのことであった。 職員が一人で現金を回収するとなると、潜在的・不可避免的に不正のリスクが生じてしまうことになる。透明性を担保する観点から、複数の職員の立会いのもとで行うことが望ましい。	生 産 物 の 売 払 い に あ た っ て は、センタ ー 内 の 複 数 の 職 員 が 代 金 回 収 に 立 ち 会 う よ う に 努 め る ほ か、 販 売 と 売 上 確 認 は 異 な る 担 当 が 行 い、販 売 予 定 数 と 精 算 時 に 齟 齬 が な い か 確 認 を 徹 底 す る こ と と し た。
89	意見26	農業総合研究所佐渡農業技術センター	研 究 の 人 員 体 制 に つ いて	研究課題の実績評価は「C評価」(計画よりやや遅れ・一部不十分)とされている。この点、同センターからのヒアリング調査によれば、担当職員の入れ替わりが研究の進捗に影響を及ぼしているとのことであった。担当者の交代により研究に支障(遅延)が生じるような事態は避けるべく、引継体制を整備すべきと考える。	担 当 者 の 交 替 に あ た っ て は、業 務 引 継 書 を 作 成 し 研 究 に 支 障 が 生 じ な い よ う 引 継 ぎ を 徹 底 し た。
90	指摘6	水産海洋研究所	毒 劇 物 の 管 理 体 制 に つ いて	「試薬等の保管・使用・取扱要領」では、保管庫鍵を受領する際には委員長(所長)への口頭での申し出のみとなっており保管庫鍵の受払簿等が無い場合、記録として残らないことになる。その場合、接触可能であった者について記録化されていないため、委員長(所長)の記憶以外の証拠がないことになる。「使用者は、試薬等を使用するときは、『試薬等受払簿』に使用者名、使用年月日、使用量を記入し、『使用責任者』に承認を受け、保管区分に応じて試薬等の保管庫鍵を受領する」との要領を設け、毒劇物の使用内容とともに鍵の受領についても承認を得るとの取組を取れば、保管庫鍵の受領についても記録化することが可能となることから、より厳格で安全な取扱手続きを求めることが必要と考える。	保 管 庫 鍵 の 受 払 簿 を 整 備 し、使 用 者 名、 使 用 年 月 日、使 用 目 的、使 用 責 任 者 の 承 認 等 に つ い て 記 録 す る よ う 保 管 庫 鍵 の 管 理 の 適 正 化 を 図 る と と も に、「試薬等の保 管・使用・管理・取 扱要領」に所要の改 訂を行った。

91	意見27	水産海洋 研究所	不 用 な 試 薬 等 の 処 分 について	使用期限切れの不用な薬品が相当数残置されている状況が見受けられた。この点、「試薬等の保管・使用・管理・取扱要領」においては、速やかに適切な処分を行うと規定していることから、当該薬品が不用となった時点で、できる限り個別に速やかに処分すべきである。また、処分費用の効率化のため、他の試験研究機関で不用となった薬品について、県がとりまとめるなどして一括して処分をするなども検討すべきである。	試薬管理簿に使用期限等を記録し、定期的な処分を実施することとする。 また、他の試験研究機関との共同処分についても検討し、適切な管理に努める。
92	指摘7	水産海洋 研究所	競 争 的 資 金に係る内 部 監 査 の 実施について	「新潟県水産海洋研究所における公的研究費の適正な取り扱いに関する規程」を定め、内部監査を実施することを規定しているが、同研究所からの回答では、「不正防止計画推進部署である総務課が、適正な研究費の執行となるよう通常業務の中で内部牽制を行っている」とのことであったが、上記規程の内部監査は実施されていないことが判明した。そこで、上記規程に従った内部監査をきちんと行うべきである。	「競争的資金を中心とした公募型の研究資金の内部監査の手引き」を策定し、不正防止計画推進部署である総務課と連携して内部監査を実施することとした。
92	意見28	水産海洋 研究所	設 備 の 老 朽 化 等 に ついて	調査船設備、高圧電気設備、海水取水施設（ポンプ、高架水槽、ろ過槽等）、飼育関連建屋等に破損、老朽化等が認められ、また、通信設備の空中線及び鉄塔等には撤去が望ましいものがあるとのことであった。 施設の破損老朽化については営造物責任（国家賠償法第2条）が生じることがないようにするだけでなく、施設に勤務する職員のために職場環境を整えるという点からも対応が必要となる。機能保全計画を策定のうえ、緊急性の高いものから順に対応すべきと考える。	修繕・撤去等が必要な施設等を取りまとめた一覧を作成し、緊急度及び優先度の高いものから順に、修繕・撤去を進めていくこととした。
93	意見29	水産海洋 研究所	事 業 の 期 間 の 長 期 化 等 について	試験研究の成果を検証するためには、研究目標を個別具体的に設定するとともに、その試験研究期間の始期と終期を具体的に設定することで、当該期間内に研究目標である結果が得られたかやその効果を検証できるものとする。	試験研究の評価に使用する様式に研究目標及び研究期間の始期と終期を記載する欄を設けた。
95	指摘8	水産海洋 研究所佐 渡水産技 術センタ ー	試 薬 等 の 管理について	「試薬等の保管・使用・管理・取扱要領」では、試薬等の保有状況については最低年2回は実施することと規定されている。 この点、ヒアリングを実施した際、年2回の試薬等の在庫調査を実施していたが、使用記録簿保有状況の更新がなされておらず、規定されている在庫調査の突合がなされていない状況であった。試薬等使用記録簿保有状況を更新して突合することによる規定どおりの在庫調査を実施すべきである。	試薬等の在庫調査時に、使用記録簿との突合を徹底するとともに、使用記録簿の内容確認は、複数人で行うこととした。

95	意見30	水産海洋 研究所佐 渡水産技 術センタ ー	不 用 な 試 薬 等 の 処 分 について	使用期限切れの不用な薬品が相当数残置されている状況が見受けられた。この点、「試薬等の保管・使用・管理・取扱要領」においては、速やかに適切な処分を行うと規定していることから、当該薬品が不用となった時点で、できる限り個別に速やかに処分すべきである。また、処分費用の効率化のため、他の試験研究機関で不用となった薬品について、県がとりまとめるなどして一括して処分をするなども検討すべきである。	試薬管理簿に使用期限等を記録し、定期的な処分を実施することとする。 また、他の試験研究機関との共同処分についても検討し、適切な管理に努める。
96	指摘9	水産海洋 研究所佐 渡水産技 術センタ ー	競 争 的 資 金に係る内 部 監 査 の 実施につい て	「新潟県水産海洋研究所における公的研究費の適正な取り扱いに関する規程」を定め、内部監査を実施することを規定しているが、同研究所からの回答では、「不正防止計画推進部署である総務課が、適正な研究費の執行となるよう通常業務の中で内部牽制を行っている」とのことであったが、上記規程の内部監査は実施されていないことが判明した。そこで、上記規程に従った内部監査をきちんと行うべきである。	「競争的資金を中心とした公募型の研究資金の内部監査の手引き」を策定し、不正防止計画推進部署である総務課と連携して内部監査を実施することとした。
97	指摘10	水産海洋 研究所佐 渡水産技 術センタ ー	施 設 の 老 朽 化 等 に ついて	各建物は耐震基準を満たしてはおらず、特に、餌料馴致棟の屋根の破損が目立ち、応急処置で利用している状況であった。使用していない地下タンク(ボイラー用(A 重油用))については、佐渡市消防本部予防課からは除去を求められているとのことであった。施設内のエアコンが壊れたままとなっている個所もあった。 施設の破損が生じた場合には営造物責任(国家賠償法第2条)が発生することになる。また、そのような被災により、貴重な研究資産、成果が失われるおそれもある。加えて、施設に勤務する職員のために安全かつ必要十分な職場環境が提供できているのか疑問といえる。 機能保全計画を策定のうえ、緊急性の高いものから順に修繕や施設の解体等の対応をしていくべきである。	修繕・撤去等の必要な施設等を取りまとめた一覧を作成し、緊急度及び優先度の高いものから順に、修繕・撤去を進めていくこととした。
99	意見31	水産海洋 研究所佐 渡水産技 術センタ ー	事 業 の 期 間 の 長 期 化等につい て	試験研究の成果を検証するためには、研究目標を個別具体的に設定するとともに、その試験研究期間の始期と終期を具体的に設定することで、当該期間内に研究目標である結果が得られたかやその効果を検証できるものとする。	試験研究の評価に使用する様式に研究目標及び研究期間の始期と終期を記載する欄を設けた。

100	意見32	水産海洋 研究所佐 渡水産技 術センタ ー	防犯カメラ の設置につ いて	当センターは施設が広く、また、職員が 少ないこともあり、アワビなどの研究対象 でかつ市場価値があるものの盗難等の防犯 上のリスクが極めて高いと思料される。防 犯カメラ等の設置をすべきである。	市場価値の高いア ワビ等研究対象生物 を管理する施設には ネットカメラを設置 するとともに、カメ ラ設置の警告看板に よる防犯対策を講じ た。
100	意見33	水産海洋 研究所佐 渡水産技 術センタ ー	職員体制、 業務の省 力化・効率 化への対応 について	潜水を伴う業務は複数名で行うため、パ ート職員の勤務時間との関係で、当事業所 に職員が不在等になる時間が生じることが ある。このような不在時間が生じる場合に は、勤務事務所（佐渡水産庁舎）に電話を 転送して対応しているとのことである。ま た、調査適期が限られている背景もあり、 一部、予定されていた研究（磯焼け回復状 況の調査）についても、業務過多で手が回 らず、年度内には実施できなかったとのこ とであった。 限られた人員体制の中でも必要な研究活 動が十分行えるよう、業務の効率化や、場 合によっては、研究テーマを絞る等も視野 に入れた改善をすべきである。	職員の潜水資格取 得の推進により、潜 水業務が可能な職員 体制を強化し、業務 の円滑な遂行に努め る。 また、水産海洋研 究所と佐渡水産技術 センターの業務連携 や情報共有を推進し、 業務の効率化に取り 組むこととする。
101	指摘11	内水面水 産試験場	毒劇物の 管理体制 について	「試薬等の保管・使用・取扱要領」では、 保管庫鍵を受領する際には委員長（場長） への口頭での申し出のみとなっており保管 庫鍵の受払簿等が無い場合、記録として残 らないことになる。その場合、接触可能で あった者について記録化されていないため、 委員長（場長）の記憶以外の証拠がないこ とになる。「使用者は、試薬等を使用する ときは、『試薬等受払簿』に使用者名、使用 年月日、使用量を記入し、『使用責任者』 に承認を受け、保管区分に応じて試薬等 の保管庫鍵を受領する」との要領を設け、 毒劇物の使用内容とともに鍵の受領につ いても承認を得るとの取組を取れば、保 管庫鍵の受領についても記録化することが 可能となることから、より厳格で安全な 取扱手続きを求めることが必要と考える。	保管庫鍵の受払簿 を整備し、使用者名、 使用年月日、使用責 任者の承認等につ いて記録するよう保 管庫鍵の管理の適正 化を図るとともに、 「試薬等の保管・使 用・管理・取扱要領」 に所要の改訂を行 った。

102	意見34	内水面水産試験場	不 用 な 試 薬 等 の 処 分 について	使用期限切れの不要な薬品が相当数残置されている状況が見受けられた。この点、「試薬等の保管・使用・管理・取扱要領」においては、速やかに適切な処分を行うと規定していることから、当該薬品が不用となった時点で、できる限り個別に速やかに処分すべきである。また、処分費用の効率化のため、他の試験研究機関で不用となった薬品について、県がとりまとめるなどして一括して処分をするなども検討すべきである。	試薬管理簿に使用期限等を記録し、定期的な処分を実施することとする。 また、他の試験研究機関との共同処分についても検討し、適切な管理に努める。
103	意見35	内水面水産試験場	網 羅 的 な 要 綱 等 の 作成について	産学と共同の研究がいくつか行われており、その際には、独自に共同研究実施規程を定めて運用しているとのことであるが、外部機関との共同研究、研究協力、委託研究等については、県の他の研究機関と共通する部分が多いため、当场のような小規模の研究機関で、要綱、要領すべてを独自に定めるのではなく、県全体で網羅的な要綱を定め、各部局で要領、各試験場で実施規程を定める等、統一感がある仕組みを構築することが望ましいと考える。	他の試験研究機関との共通事項を網羅した統一的な要綱等の策定について検討する。
103	意見36	内水面水産試験場	キャッシュレス化の対応について	生産物の売払いや保証金の受領時には、現金で行っている。しかし、現金の取り扱い、紛失、横領等のリスクもあるほか、現金管理、入出金の記録、人手を要する精算作業など、多くの手間がかかる。キャッシュレス化により、これらの手続きがデジタル化され、迅速化のほか、不正防止や監査の際の透明性が向上することから、キャッシュレス化の対応を検討すべきである。	キャッシュレス化の対応について検討する。
104	意見37	内水面水産試験場	生 産 物 の 払 下 げ に 関 する 価 格 設 定 の 方 法 について	錦鯉の価格設定は現物の品質に相応して決められるものであり、物価上昇を反映させることがなかなか難しいとのことであるが、水道光熱費や輸送費等の物価上昇、さらには、令和2年度から参考見積を取っていないこと等を考慮すると、再び参考見積を取ることを検討すべきである。	参考見積を徴収した。
105	意見38	森林研究所	職 員 体 制 、 業 務 の 省 力 化 ・ 効 率 化 への 対 応 について	業務は件数だけ見ても相当数あることから、研究員1人あたりの担当件数もかなり多い。そこで、業務の省力化や効率化を図ることで、研究員により研究に注力できるよう検討すべきである。	相談記録のデータベース化や、研修会の重複開催を避けるために事前に関係者周知を行うなど、業務の省力化・効率化を実施した。

105	意見39	森林研究所	成果目標の設定について	森林研究所では「市場での売上・生産量などの数値目標は困難であり、設定はしていない」とのことであったが、試験研究テーマの有用性を検証するためにも、その試験研究の結果によりどのような効果を期待するのかの具体的な数値目標を設定し、実際にどのように普及したのかの調査が必要であると考え。研究開発結果の普及率については普及員が調査しているとのことであることから、可能な範囲での目標設定を行っていくべきである。	新規課題検討の際の作成資料に数値目標の記入欄を設け、数値化可能な課題について具体的な数値目標を設定することとした。
106	意見40	森林研究所	不用物品の処分について	不用となった物品については、新潟県物品会計規則の規定に従い、処分を進めていくべきである。この点、森林研究所の監査実施時にも、不用になった機器等がそのまま置かれている状況が散見されたが、処分を行う事務職員の不足や、処分費（予算）の不足により着手できていないとの説明があった。また、備品のうち「使用していない」との記載のある物については、今後の使用可能性を考慮しつつ、処分をするか引き続き保管するかを決めていくべきと考える。	不用となった物品のリストを作成し、計画的な処分を進めていくこととした。
107	意見41	森林研究所	必要な機材の修理について	森林研究所の「備品一覧表」によると、必要と思われる機材のうち「故障中」のままとなっているものが散見された。試験研究に必要な物品であれば速やかに修理の上使用されるべきであり、また、不用であれば、処分すべきである。	試験研究における必要性等の観点から機材の要否について検討し、計画的な修理や処分を進めていくこととした。

教育委員会規則

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月3日

新潟県教育委員会

教育長 太田 勇二

新潟県教育委員会規則第6号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（平成元年新潟県教育委員会規則第11号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改正後	改正前
（その他の書類の提出） 第11条 県教育委員会は、<u>第3条から第8条までの</u>書類のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。 別記 第1号様式（第3条、第4条、第5条、第6条関係） （略） 教育職員免許状授与等申請書 （略） 第3号様式（第3条、第4条、第5条、第6条、第7条関係） 誓約書 （略） 1 <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 （略） 第6号様式（第4条、第5条、第6条関係） （略） （略） 教育職員免許状検定申請書 （略） 第15号様式（第8条関係） （略） （略） 教育職員免許状書換申請書 （略） 第16号様式（第8条関係） （略） （略） 教育職員免許状再交付申請書	（その他の書類の提出） 第11条 県教育委員会は、<u>第4条から第8条までの</u>書類のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。 別記 第1号様式（第3条、第4条、第5条、第6条関係） （略） 新潟県 収入証紙はり付け欄 認印を押さないこと 教育職員免許状授与等申請書 （略） 第3号様式（第3条、第4条、第5条、第6条、第7条関係） 誓約書 （略） 1 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 （略） 第6号様式（第4条、第5条、第6条関係） （略） （略） 新潟県収入証紙はり付け欄 認印を押さないこと 教育職員免許状検定申請書 （略） 第15号様式（第8条関係） （略） （略） 新潟県収入証紙はり付け欄 認印を押さないこと 教育職員免許状書換申請書 （略） 第16号様式（第8条関係） （略） （略） 新潟県収入証紙貼り付け欄 認印を押さないこと 教育職員免許状再交付申請書

(略)	(略)
第23号様式 (第21条関係)	第23号様式 (第21条関係)
(略)	(略)
教育職員免許状授与証明書交付願	新潟県収入証紙貼り付け欄 認印を押さないこと
(略)	教育職員免許状授与証明書交付願
(略)	(略)

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第3号様式の規定は、令和7年6月1日から適用する。
(改正前の規則に定める様式に関する経過措置)
- この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

新潟県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和7年10月3日

新潟県教育委員会

教育長 太田 勇二

新潟県教育委員会規則第7号

新潟県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、新潟県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第3条 省令第3条第1項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者
- (2) その他新潟県教育委員会が適当と認める者

2 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(委員の除斥)

第5条 議事に直接の利害関係を有する委員は、その議事に参与することができない。

(会議の非公開)

第6条 審査会の会議は、公開しない。

(参考人の出席)

第7条 審査会において必要があると認めたときは、その会議に、専門的事項に関し学識経験を有する者、教育関係職員その他の参考人に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、新潟県教育庁において処理する。

(会長への委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(新潟県教育委員会組織規則の一部改正)

2 新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）の一部を次の表のように改正する。

(太枠部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
(附属機関)		(附属機関)	
第30条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりとする。		第30条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりとする。	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
新潟県いじめ防止対策等に関する委員会	いじめ防止等のための対策を調査審議し、県立学校に重大事態が発生した場合などの事実関係を明確にするために調査し、これらの事項に関し教育委員会の	新潟県いじめ防止対策等に関する委員会	いじめ防止等のための対策を調査審議し、県立学校に重大事態が発生した場合などの事実関係を明確にするために調査し、これらの事項に関し教育委員会の

		諮問に応じ、又は必要と認める事項を教育委員会に建議する。		諮問に応じ、又は必要と認める事項を教育委員会に建議する。
	新潟県教育職員免許状再授与審査会	教育委員会が、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第22条の規定により再び免許状を授与するに当たって、教育委員会に意見を述べる。		

雑 報

公立大学法人新潟県立大学の令和6年度財務諸表について（公告）

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第3項の規定により、公立大学法人新潟県立大学の令和6年度財務諸表を次のとおり公告する。

令和7年10月3日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若杉 隆平

貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位:円)

資産の部

I 固定資産

1 有形固定資産

土地		1,224,026,040
建物	5,079,456,485	
減価償却累計額	<u>△ 1,248,085,660</u>	3,831,370,825
構築物	54,543,860	
減価償却累計額	<u>△ 19,454,997</u>	35,088,863
工具器具備品	441,683,714	
減価償却累計額	<u>△ 187,035,321</u>	254,648,393
図書		475,937,249
美術品・收藏品		<u>2,410,000</u>
建設仮勘定		<u>8,386,000</u>
有形固定資産合計		5,831,867,370

2 無形固定資産

ソフトウェア		<u>9,405,127</u>
無形固定資産合計		9,405,127

3 投資その他の資産

長期前払費用		7,916
敷金・保証金		<u>617,000</u>
投資その他の資産合計		<u>624,916</u>

固定資産合計 5,841,897,413

II 流動資産

現金及び預金	759,552,117
未収学生納付金収入	18,894,000
未収金	6,300,419
前払費用	13,686,753
立替金	193,005
仮払金	<u>32,139</u>

流動資産合計 798,658,433

資産合計 6,640,555,846

負債の部

固定負債

長期繰延補助金等(注)	5,257,962	
長期リース債務	<u>99,516,056</u>	
固定負債合計		104,774,018

流動負債

運営費交付金債務(注)	155,169,787	
預り補助金等(注)	24,515	
寄附金債務(注)	53,384,471	
前受受託研究費(注)	7,925,698	
前受共同研究費(注)	28,246	
前受金	1,531,153	
科学研究費助成事業等預り金	17,764,239	
預り金	13,036,926	
未払金	76,298,881	
未払消費税等	367,600	
リース債務	<u>35,651,345</u>	
流動負債合計		<u>361,182,861</u>
負債合計		465,956,879

資産の部

資本金

地方公共団体出資金	<u>3,462,596,047</u>	
資本金合計		3,462,596,047

資本剰余金

資本剰余金	2,465,709,965	
減価償却相当累計額(△)(注)	△ 1,129,727,288	
除売却差額相当累計額(△)(注)	<u>△ 130,954,071</u>	
資本剰余金合計		1,205,028,606

利益剰余金

前中期目標期間繰越積立金(注)	370,148,434	
目的積立金(注)	65,108,651	
積立金	964,433,272	
当期末処分利益	<u>107,283,957</u>	
(うち当期総利益)	(107,283,957)	
利益剰余金合計		<u>1,506,974,314</u>
純資産合計		<u>6,174,598,967</u>
負債純資産合計		<u>6,640,555,846</u>

△)これらは、地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

損益計算書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位:円)

経常費用

業務費

教育経費	313,738,531	
研究経費	94,674,265	
教育研究支援経費	42,856,464	
受託研究費	4,324,318	
共同研究費	842,336	
受託事業費	1,816,729	
役員人件費	33,859,854	
教員人件費	985,970,256	
職員人件費	<u>287,472,818</u>	1,765,555,571

一般管理費		114,749,314
-------	--	-------------

財務費用

支払利息	<u>2,656,442</u>	<u>2,656,442</u>
------	------------------	------------------

雑損		<u>78,647</u>
----	--	---------------

経常費用合計		1,883,039,974
--------	--	---------------

経常収益

運営費交付金収益(注)	786,429,697
授業料収益(注)	821,381,400
入学金収益(注)	212,628,000
検定料収益	45,549,800
受託研究収益(注)	4,147,878
共同研究収益(注)	842,336
受託事業等収益(注)	1,816,729
補助金等収益(注)	90,495,216
寄附金収益(注)	7,770,898

財務収益

受取利息	<u>438,705</u>	438,705
------	----------------	---------

雑益

財産貸付料収益	1,386,000	
物品受贈益	6,078,574	
研究関連収入	9,709,982	
その他	1,648,718	18,823,274

経常収益合計		<u>1,990,323,933</u>
--------	--	----------------------

経常利益

107,283,959

臨時損失

固定資産除却損	2	2
---------	---	---

臨時利益

資産見返運営費交付金等戻入(注)	0	
資産見返寄附金戻入(注)	0	
資産見返物品受贈額戻入(注)	0	0

当期純利益 107,283,957

当期総利益 107,283,957

(注)これらは、地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

資本剰余金を減額したコスト等に関する注記

(単位:円)

当期総利益 107,283,957

減価償却相当額 △ 131,803,064

除売却差額相当額 0

賞与引当増加相当額(※) △ 8,840,902

退職給付引当増加相当額(※) △ 45,716,055

小計 △ 186,360,021

その他 57,000

資本剰余金を減額したコスト等を含めた損益相当額 △ 79,019,064

※賞与引当増加相当額及び退職給付引当増加相当額には、新潟県からの派遣職員に係るものも含まれています。

科学研究費助成事業等に関する注記

当期受入額 26,853,000 円

当期支出額 26,430,321 円

純 資 産 変 動 計 算 書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

	Ⅰ 資本金	Ⅱ 資本剰余金				Ⅲ 利益剰余金					純資産合計	
		資本剰余金※	減価償却相当 累計額 (△)	除売却差額相当 累計額 (△)	資本剰余金 合計	前中期目標期間 繰越積立金	目的積立金	積立金	当期末処分利益	うち当期総利益		利益剰余金合計
当期首残高	3,462,596,047	2,465,652,965	△ 997,924,224	△ 130,954,071	1,336,774,670	370,148,434	44,631,997	0	984,909,926	984,909,926	1,399,690,357	6,199,061,074
当期変動額												
Ⅰ 資本金の当期変動額												
Ⅱ 資本剰余金の当期変動額												
固定資産の取得		57,000			57,000							57,000
固定資産の除売却					0							0
減価償却			△ 131,803,064		△ 131,803,064							△ 131,803,064
Ⅲ 利益剰余金の当期変動額												
(1) 利益の処分又は損失の処理												
利益処分による積立							20,476,654	964,433,272	△ 984,909,926		-	-
(2) その他												
当期純利益									107,283,957	(107,283,957)	107,283,957	107,283,957
当期変動額合計			57,000	△ 131,803,064	0	△ 131,746,064	20,476,654	964,433,272	△ 877,625,969	(107,283,957)	107,283,957	△ 24,462,107
当期末残高	3,462,596,047	2,465,709,965	△ 1,129,727,288	△ 130,954,071	1,205,028,606	370,148,434	65,108,651	964,433,272	107,283,957	(107,283,957)	1,506,974,314	6,174,598,967

※資本剰余金の財源別増減明細

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
施設費	2,140,937,600	-	-	2,140,937,600	
無償譲与	2,410,000	-	-	2,410,000	
運営費交付金	560,000	57,000	-	617,000	当期増加額は、敷金の差入によるものです。
目的積立金	299,689,217	-	-	299,689,217	
前中期目標期間繰越積立金	22,056,148	-	-	22,056,148	
合計	2,465,652,965	57,000	-	2,465,709,965	

キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位:円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 305,786,123
人件費支出	△ 1,330,257,403
その他の業務支出	△ 96,864,001
運営費交付金収入	786,459,074
授業料収入	747,418,300
入学金収入	196,859,500
検定料収入	45,549,800
受託研究収入	4,673,000
共同研究収入	1,772,302
受託事業等収入	2,604,153
補助金等収入	89,638,015
寄附金収入	7,325,803
預り金の増減	△ 1,385,831
その他の収入	<u>11,457,691</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	159,464,280

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 98,094,797
無形固定資産の取得による支出	△ 2,978,140
敷金の差入による支出	△ 57,000
定期預金の預入による支出	△ 150,000,000
定期預金の払戻による収入	<u>150,000,000</u>
小計	△ 101,129,937
利息の受取額	<u>356,514</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 100,773,423

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

リース債務の返済による支出	<u>△ 37,462,842</u>
小計	△ 37,462,842
利息の支払額	<u>△ 2,699,018</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 40,161,860

IV 資金増加額 18,528,997

V 資金期首残高 591,023,120VI 資金期末残高 609,552,117

利益の処分に関する書類

(令和7年8月31日)

(単位:円)

I	当期末処分利益	107,283,957
---	---------	-------------

	当期総利益	107,283,957
--	-------	-------------

II	利益処分別
----	-------

	積立金	88,622,088
--	-----	------------

地方独立行政法人法第40条第3項により
設立団体の長の承認を受けようとする額

	教育研究等環境改善積立金	<u>18,661,869</u>	<u>107,283,957</u>
--	--------------	-------------------	--------------------

注 記 事 項

I 重要な会計方針

「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」(令和4年8月31日改訂)並びに「『地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A」(令和6年3月改訂)(以下「地方独立行政法人会計基準等」という。)を適用して、財務諸表を作成しています。

なお、当該年度より、収益認識に関する会計基準の導入による改訂内容を適用しています。

1 運営費交付金及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、施設整備及び退職一時金等特定の目的で交付された運営費交付金については、費用進行基準を採用しています。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く。)

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としています。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	3～47年
構築物	10～20年
工具器具備品	2～15年

また、特定の償却資産(地方独立行政法人会計基準第87)の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として、資本剰余金から控除して表示しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

3 賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における賞与引当増加相当額は、地方独立行政法人会計基準第88第3項に基づき、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しています。

4 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付引当金は計上していません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における退職給付引当増加相当額は、地方独立行政法人会計基準第89第5項に基づき計算された退職給付債務に係る当期増加額を計上しています。

5 収益及び費用の計上基準

(1) 入学試験の実施に係る収益

入学試験の実施に係る収益は、入学志願者から支出された検定料であり、当法人は入学志願者に対して入学試験等のサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、入学試験等のサービスを実施した一時点において充足すると判断し、収益を認識しております。

6 リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

7 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

8 会計方針の変更

地方独立行政法人会計基準等のうち、収益認識に関する改定内容が、当事業年度より適用されております。

これに伴い、「Ⅲ「損益計算書」注記」に収益認識に関する注記を記載しております。

Ⅱ 「貸借対照表」注記

1 運営費交付金から充当されるべき賞与引当相当額は9,223,878円です。

2 運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額は636,545,135円です。
(新潟県からの派遣職員に対する退職給付引当金の見積額は、上記金額には含んでいません。)

Ⅲ 「損益計算書」注記

【収益認識に関する注記】

当法人は、以下に記載する内容を除き、地方独立行政法人会計基準第84における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(1) 収益の分解情報

当法人は教育・研究及びその他の事業を実施しており、地方独立行政法人会計基準第84を適用する取引に係る主なサービス等の種類と収益の額は、入学試験の実施による検定料収益45,549,800円です。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ 重要な会計方針」の「5 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当該事業年度末における残存履行義務はありません。

Ⅳ 「キャッシュ・フロー計算書」注記

1 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	759,552,117	円
定期預金	△ 150,000,000	円
資金期末残高	609,552,117	円

2 重要な非資金取引の内容

(1) 無償譲与による固定資産の受入

図書	1,028,768	円
工具器具備品	1	円
合 計	1,028,769	円

(2) ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品	3,570,820	円
合 計	3,570,820	円

(3) 現物寄附による資産の取得

図書	0	円
少額資産	5,049,805	円
合 計	5,049,805	円

V 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストに関する注記

(単位:円)

1	業務費用		
	(1) 損益計算書上の費用	1,883,039,976	
	(2) (控除)自己収入等	<u>△ 1,103,689,038</u>	
	業務費用合計		779,350,938
2	資本剰余金を減額したコスト等		186,360,021
3	機会費用		
	地方公共団体出資の機会費用	<u>66,685,328</u>	<u>66,685,328</u>
4	公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に 帰せられるコスト		<u>1,032,396,287</u>

(注) 地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和7年3月末利回りである1.485%で計算しています。

VI 固定資産の減損に関する事項

該当事項はありません。

VII 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

VIII 重要な後発事象

該当事項はありません。

IX 金融商品及び貸貸等不動産の時価等に関する事項

1 金融商品の状況に関する事項

当法人は、短期的な預金及び国債、地方債等に限定した資金運用を行っています。

2 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について、現金及び預金、未収金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略します。

3 貸貸等不動産の時価等に関する事項

該当事項はありません。

X 資産除去債務に関する事項

該当事項はありません。

(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費(「第87特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第91資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」

による減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細

(単位:円)

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額			差引当期末 残高	摘要
							当期償却額		当期減損 損失	当期減損 損失相当額		
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	4,505,530,873	-	-	4,505,530,873	1,099,588,944	127,134,005	-	-	-	3,405,941,929	
	構築物	46,690,600	-	-	46,690,600	14,396,264	4,669,059	-	-	-	32,294,336	
	工具器具備品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	図書	2,335,348	-	-	2,335,348	-	-	-	-	-	2,335,348	
	計	4,554,556,821	-	-	4,554,556,821	1,113,985,208	131,803,064	-	-	-	3,440,571,613	
有形固定資産 (特定償却資産以外)	建物	528,286,612	45,639,000	-	573,925,612	148,496,716	19,275,347	-	-	-	425,428,896	
	構築物	7,853,260	-	-	7,853,260	5,058,733	453,755	-	-	-	2,794,527	
	工具器具備品	427,564,520	48,934,821	34,815,627	441,683,714	187,035,321	61,050,418	-	-	-	254,648,393	
	図書	461,977,866	11,628,005	3,970	473,601,901	-	-	-	-	-	473,601,901	
	計	1,425,682,258	106,201,826	34,819,597	1,497,064,487	340,590,770	80,779,520	-	-	-	1,156,473,717	
非償却資産	土地	1,224,026,040	-	-	1,224,026,040	-	-	-	-	-	1,224,026,040	
	美術品・收藏品	2,410,000	-	-	2,410,000	-	-	-	-	-	2,410,000	
	建設仮勘定	-	8,386,000	-	8,386,000	-	-	-	-	-	8,386,000	
	計	1,226,436,040	8,386,000	-	1,234,822,040	-	-	-	-	-	1,234,822,040	
有形固定資産合計	土地	1,224,026,040	-	-	1,224,026,040	-	-	-	-	-	1,224,026,040	
	建物	5,033,817,485	45,639,000	-	5,079,456,485	1,248,085,660	146,409,352	-	-	-	3,831,370,825	
	構築物	54,543,860	-	-	54,543,860	19,454,997	5,122,814	-	-	-	35,088,863	
	工具器具備品	427,564,520	48,934,821	34,815,627	441,683,714	187,035,321	61,050,418	-	-	-	254,648,393	
	図書	464,313,214	11,628,005	3,970	475,937,249	-	-	-	-	-	475,937,249	
	美術品・收藏品	2,410,000	-	-	2,410,000	-	-	-	-	-	2,410,000	
	建設仮勘定	-	8,386,000	-	8,386,000	-	-	-	-	-	8,386,000	
	計	7,206,675,119	114,587,826	34,819,597	7,286,443,348	1,454,575,978	212,582,584	-	-	-	5,831,867,370	
無形固定資産 (特定償却資産)	ソフトウェア	15,742,080	-	-	15,742,080	15,742,080	-	-	-	-	-	
	計	15,742,080	-	-	15,742,080	15,742,080	-	-	-	-	-	
無形固定資産 (特定償却資産以外)	ソフトウェア	109,857,602	2,978,140	-	112,835,742	103,430,615	4,352,180	-	-	-	9,405,127	
	計	109,857,602	2,978,140	-	112,835,742	103,430,615	4,352,180	-	-	-	9,405,127	
無形固定資産合計	ソフトウェア	125,599,682	2,978,140	-	128,577,822	119,172,695	4,352,180	-	-	-	9,405,127	
	計	125,599,682	2,978,140	-	128,577,822	119,172,695	4,352,180	-	-	-	9,405,127	
投資その他の資産	長期前払費用	-	7,916	-	7,916	-	-	-	-	-	7,916	
	差入敷金・保証金	560,000	57,000	-	617,000	-	-	-	-	-	617,000	
	計	560,000	64,916	-	624,916	-	-	-	-	-	624,916	

- (2) 棚卸資産の明細
該当事項はありません。
- (3) 有価証券の明細
該当事項はありません。
- (4) 長期貸付金の明細
該当事項はありません。
- (5) 長期借入金の明細
該当事項はありません。
- (6) 公立大学法人債の明細
該当事項はありません。
- (7) 引当金の明細
該当事項はありません。
- (8) 資産除去債務の明細
該当事項はありません。
- (9) 保証債務の明細
該当事項はありません。
- (10) 資本剰余金の明細
純資産変動計算書記載のとおりです。

(11) 目的積立金の取崩しの明細

該当事項はありません。

(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(12)－1 運営費交付金債務

(単位:円)

交付年度	期首残高	交付金当期 交 付 額	当期振替額			期末残高
			運営費交付金 収益	資本剰余金	小 計	
令和4年度	73,197,410	－	73,197,410	－	73,197,410	－
令和5年度	82,000,000	－	8,830,213	－	8,830,213	73,169,787
令和6年度	－	786,459,074	704,402,074	57,000	704,459,074	82,000,000
合 計	155,197,410	786,459,074	786,429,697	57,000	786,486,697	155,169,787

(12)－2 運営費交付金収益

(単位:円)

業務等区分	令和4年度 交付分	令和5年度 交付分	令和6年度 交付分	合計
期間進行基準	－	－	704,402,074	704,402,074
費用進行基準	73,197,410	8,830,213	－	82,027,623
計	73,197,410	8,830,213	704,402,074	786,429,697

(13) 地方公共団体等からの財源措置の明細

(13)－1 施設費の明細

該当事項はありません。

(13)－2 補助金等の明細

(単位:円)

名称	交付元	経費 の別	期首 残高	当期交付額	当 期 振 替 額					期末 残高	摘 要
					長期繰延 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	補助金等 収益	その他		
新潟水俣病関連情報 発信事業補助金	新潟県	直接	-	900,000	-	-	-	897,685	2,315	-	
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	
北東アジアからの留学生 獲得支援事業補助 金	新潟県	直接	-	332,345	-	-	-	332,345	-	-	
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	
新潟の産業・企業を知る 講座補助金	新潟県	直接	-	46,000	-	-	-	46,000	-	-	
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	
新潟県国際交流推進 基金事業補助金	新潟県	直接	-	2,437,000	-	-	-	2,437,000	-	-	
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	
新潟県産学連携促進 事業	新潟県	直接	-	644,000	-	-	-	644,000	-	-	
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	
修学支援補助金	新潟県	直接	-	83,817,700	-	-	-	83,795,500	22,200	-	
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	直接経費計		-	88,177,045	-	-	-	88,152,530	24,515	-	
	間接経費計		-	-	-	-	-	-	-	-	
	計		-	88,177,045	-	-	-	88,152,530	24,515	-	

(注1) 当期振替額の「その他」は、当期に交付された事業に係る返還予定額です。

(注2) 損益計算書の補助金等収益との差額2,342,686円は長期繰延補助金等の収益化によるものです。

(14) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:円、人)

区 分		報酬又は給料等		退職給付	
		金額	支給人員	金額	支給人員
役員	常 勤	32,209,854	2	-	-
	非常勤	1,650,000	5	-	-
	計	33,859,854	7	-	-
教員	常 勤	949,739,276	92	6,741,717	2
	非常勤	29,489,263	38	-	-
	計	979,228,539	130	6,741,717	2
職員	常 勤	220,956,496	30	-	-
	非常勤	66,516,322	27	-	-
	計	287,472,818	57	-	-
合計	常 勤	1,202,905,626	124	6,741,717	2
	非常勤	97,655,585	70	-	-
	計	1,300,561,211	194	6,741,717	2

(注1) 役員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人新潟県立大学役員報酬規程に基づき支給しています。

(注2) 教職員に対する給与及び退職給付の支給基準について

公立大学法人新潟県立大学職員給与規程及び公立大学法人新潟県立大学職員退職手当規程に基づき支給しています。

(注3) 支給人員数は、報酬又は給料等については年間平均支給人員数(なお、非常勤役員については年間支給人員数)、退職給付については年間支給人員数によっています。

(15) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略しています。

(16) 業務費及び一般管理費の明細

(単位:円)

教育経費		
消耗品費	11,214,467	
備品費	5,059,620	
印刷製本費	9,591,742	
水道光熱費	36,275,958	
旅費交通費	8,001,355	
通信運搬費	4,134,283	
賃借料	13,853,240	
車両燃料費	5,025	
保守費	10,879,821	
修繕費	5,646,938	
損害保険料	585,945	
広告宣伝費	20,000	
行事費	2,913,946	
諸会費	780,065	
会議費	437,917	
報酬・委託・手数料	60,157,931	
租税公課	2,000	
奨学費	87,251,650	
減価償却費	56,743,265	
雑費	183,363	313,738,531
研究経費		
消耗品費	24,355,697	
備品費	9,299,176	
印刷製本費	4,829,385	
水道光熱費	10,605,893	
旅費交通費	20,601,248	
通信運搬費	856,968	
賃借料	232,488	
車両燃料費	21,857	
保守費	1,665,336	
修繕費	18,722	
損害保険料	34,323	
諸会費	3,612,193	
会議費	163,192	
報酬・委託・手数料	17,606,218	
減価償却費	763,411	
雑費	8,158	94,674,265
教育研究支援経費		
消耗品費	12,460,984	
印刷製本費	177,411	
水道光熱費	8,093,510	
通信運搬費	1,241,268	
賃借料	38,676	
保守費	4,001,384	
諸会費	28,000	
報酬・委託・手数料	4,226,898	
減価償却費	12,584,363	
図書費	3,970	42,856,464

受託研究費			
消耗品費		367,256	
備品費		368,160	
印刷製本費		140,580	
旅費交通費		89,420	
通信運搬費		45,900	
損害保険料		19,830	
報酬・委託・手数料		3,107,671	
減価償却費		176,440	
その他雑費		<u>9,061</u>	4,324,318
共同研究費			
消耗品費		764,342	
備品費		0	
印刷製本費		870	
旅費交通費		<u>77,124</u>	842,336
受託事業費			
非常勤教員給与		1,034,933	
消耗品費		3,053	
印刷製本費		22,000	
水道光熱費		143,605	
旅費交通費		219,285	
通信運搬費		554	
保守費		51,386	
報酬・委託・手数料		<u>341,913</u>	1,816,729
役員人件費			
報酬		32,250,000	
通勤手当		141,600	
法定福利費		<u>1,468,254</u>	33,859,854
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	570,473,130		
通勤手当	19,877,401		
賞与	227,255,058		
退職給付費用	6,741,717		
法定福利費	<u>132,133,687</u>	956,480,993	
非常勤教員給与			
給料	29,367,748		
法定福利費	<u>121,515</u>	<u>29,489,263</u>	985,970,256
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	140,430,818		
通勤手当	3,742,512		
賞与	45,693,453		
法定福利費	<u>31,089,713</u>	220,956,496	
非常勤職員給与			
給料	55,678,807		
通勤手当	2,717,327		
法定福利費	<u>8,120,188</u>	<u>66,516,322</u>	287,472,818

一般管理費		
消耗品費	10,711,861	
備品費	1,303,087	
印刷製本費	5,482,828	
水道光熱費	3,431,672	
旅費交通費	2,491,006	
通信運搬費	1,534,010	
賃借料	2,193,256	
車両燃料費	40,128	
保守費	9,755,886	
修繕費	23,619,817	
損害保険料	2,321,728	
広告宣伝費	3,077,700	
行事費	1,335,331	
諸会費	1,880,930	
会議費	328,248	
報酬・委託・手数料	29,980,322	
租税公課	397,283	
減価償却費	<u>14,864,221</u>	114,749,314

(17) 寄附金の明細

(単位:円、件)

区 分	当期受入額	件 数	摘 要
寄附金	13,404,377	35	うち、現物寄附 6,078,574円(26件)
合 計	13,404,377	35	

(18) 受託研究の明細

(単位:円)

委託者	経費の別	期首残高	当期受入額	受託研究収益	期末残高
地方公共団体等 (設立団体以外)	直接経費	-	666,800	666,800	-
	間接経費	-	-	-	-
株式会社等	直接経費	7,654,104	4,006,200	3,481,078	8,179,226
	間接経費	-	-	-	-
合 計	直接経費	7,654,104	4,673,000	4,147,878	8,179,226
	間接経費	-	-	-	-

(注)貸借対照表の前受受託研究費との差額253,528円は金額の変更に伴う前受受託研究費の取消によるものです。

(19) 共同研究の明細

(単位:円)

共同研究契約の相手方	経費の別	期首残高	当期受入額	共同研究収益	期末残高
株式会社等	直接経費	870,582	-	842,336	28,246
	間接経費	-	-	-	-
その他	直接経費	-	-	-	-
	間接経費	-	-	-	-
合 計	直接経費	870,582	-	842,336	28,246
	間接経費	-	-	-	-

(20) 受託事業等の明細

(単位:円)

委託者等	経費の別	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
地方独立行政法人等 (設立団体)	直接経費	-	1,369,832	1,369,832	-
	間接経費	-	-	-	-
独立行政法人・ 国立大学法人	直接経費	-	341,611	341,611	-
	間接経費	-	105,286	105,286	-
合 計	直接経費	-	1,711,443	1,711,443	-
	間接経費	-	105,286	105,286	-

(21) 科学研究費助成事業等の明細

(単位:円、件)

種 目	当 期 受 入 額	件 数	摘 要
基盤研究(A)	(905,000) 271,500	2	
基盤研究(B)	(2,780,000) 834,000	8	
基盤研究(C)	(9,018,000) 2,705,400	19	
学術変革領域研究	(500,000) 150,000	1	
挑戦的研究(萌芽)	(500,000) 150,000	1	
若手研究	(5,900,000) 1,770,000	8	
国際共同研究加速基金	(750,000) 225,000	2	
厚生労働科学研究費補助金	(6,500,000) 2,300,000	5	
合 計	(26,853,000) 8,405,900	46	

(注1) 当期受入額については、間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については、外数として()内に記載しています。

(注2) 当期受入額は、翌事業年度以降に執行する金額及び他機関から受領する分担金相当額を含め、他機関に送金する分担金相当額は除いています。

(22) 上記以外の主な資産及び負債の明細

(22) - 1 現金及び預金

(単位:円)

区 分	金 額
現金	5,000
預金	759,547,117
計	759,552,117

(22) - 2 未払金

(単位:円)

相 手 先	金 額
人件費	11,589,233
オフィス(株)	8,114,248
㈱ホープ設備設計事務所	4,070,000
(株)福田組	3,817,000
㈱S.U建築設計	3,718,000
FLCS(株)	3,057,032
その他	41,933,368
計	76,298,881